

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



大阪府が平成22年1月26日付けで貴組合からされた大阪府公立学校非常勤講師又は
学力向上支援員である組合員の平成22年度の任用の保障を議題とする団体交渉の申入れ
に応じなかったことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不
当労働行為であると認められました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合が平成22年11月25日付けで申し入れた団体交渉について、貴組合に交渉出席者名簿の事前提出を求め、その提出がない限り団体交渉に応じないとする対応を行ったことは、大阪府労働委員会において、非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・教育専門員・非常勤職員である貴組合の組合員の労働条件に関する交渉について、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



大阪府が平成23年1月25日付けで貴組合からされた大阪府公立学校非常勤講師である組合員の平成23年度の任用の保障を議題とする団体交渉の申入れに応じなかったことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合が平成23年10月31日付けで申し入れた団体交渉のうち、地方公務員法第3条第3項第3号で定める特別職の大阪府の公立学校非常勤講師である貴組合の組合員の労働条件に関する団体交渉について、貴組合に交渉出席者名簿の事前提出を求め、その提出がない限り団体交渉に応じないとする対応を行ったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合が平成24年11月1日付けで申し入れた団体交渉のうち、地方公務員法第3条第3項第3号で定める特別職の大阪府の公立学校非常勤講師である貴組合の組合員の労働条件に関する団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合が平成25年2月8日付けで申し入れた団体交渉のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職の大阪府の公立学校非常勤講師である組合員の雇止め反対及び雇用継続に関する団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合が平成25年10月29日付けで申し入れた団体交渉のうち、地方公務員法第3条第3項第3号で定める特別職の大阪府の公立学校非常勤講師である貴組合の組合員の労働条件に関する団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合から平成25年11月5日付けで申入れのあった団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合が平成26年2月14日付けで申し入れた団体交渉のうち、当府の公立学校非常勤講師である組合員の雇止め反対及び雇用継続に関する団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。